

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	福岡国際医療福祉大学
設置者名	学校法人高木学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学共通科目	学部等共通科目	専門科目	合計		
医療学部	理学療法学科	夜・通信	2	36	86	124	13	
	作業療法学科	夜・通信			77	115	13	
	視能訓練学科	夜・通信			69	107	13	
看護学部	看護学科（新課程）	夜・通信		9	18	29	13	
	看護学科（旧課程）	夜・通信	0	20	106	126	13	
(備考) 看護学部看護学科は2022年4月より新課程が開始。								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://fiuhw-web.campusplan.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx 抽出表示方法：「検索条件設定」→「実務経験」に「実務」と入力→「以上の条件で検索」
--

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名 なし
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	福岡国際医療福祉大学
設置者名	学校法人高木学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/information/ ⇒ 「役員一覧等」にて公表
--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	私立大学学長	2020. 6. 1～ 2024. 5. 31	組織運営体制への チェック体制
非常勤	私立大学名誉学長	2020. 2. 5～ 2024. 2. 4	組織運営体制への チェック体制
(備考)			

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	福岡国際医療福祉大学
設置者名	学校法人高木学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>本学では、シラバスの様式及び記載内容(カリキュラム内容・授業方法・到達目標等)については教務委員会の審議を経て教授会が承認する。事務局より配信するシラバス記入のガイドライン及びシラバス様式を基に、各教員が授業計画及び内容を作成し、12月～2月にかけて各教員が学務システムへシラバスの内容の入力を行う。教務委員会委員等の点検を経て、3月頃にホームページにて公開している。学生及び教職員は学務システムから授業計画書(シラバス)の閲覧が可能である。</p>	
授業計画書の公表方法	<p>https://fiuhw-web.campusplan.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p><教育の取り組み></p> <p>医療福祉専門職の育成を目指す本学は、国家試験受験資格取得のため学士課程は文部科学省及び厚生労働省令等の基準に則って定め、厳格な成績評価を実施している。成績は、シラバスの中で明記されている評価基準や方法によって、各学生の達成度、習熟度を把握し評価している。特に、レポート、発表、試験等の具体的な学修活動ごとの評価の方法や総合評価に対する割合等も明記しており、学生が明確な学修計画を立てられるようにしている。また、シラバスには、予習・復習内容を明記し、学生の事前・事後学習が深まるよう配慮している。学則第 34 条では、成績を秀、優、良、可、不可の 5 種とし秀、優、良、可を合格、不可を不合格として規定している。</p> <p>さらに、学生の適切な履修を図るため、大学入門講座(初年次教育、1 単位)、履修登録の上限設定、授業科目のナンバリング、履修系統図(カリキュラムマップ)、GPA 制度を導入している。</p> <p><学習意欲の把握(適切な履修指導)></p> <p>本学では、担任制(学科別の 40 名の学生のクラス担任)及びアドバイザー制(各学科の 1 年次から 4 年次の学生を少人数でグループ化し担当教員を配置するもの)を併用し、適宜学生面談と履修指導を行い、学生の学習意欲を確認したり履修指導を行ったりすることとしている。学生面談記録は、学務情報システム(キャンパスプラン)の学生カルテに記録され、学生指導担当の教職員はウェブ上から閲覧してその後の履修指導に活用することができる。</p> <p>※学則第 34 条(成績の評価)</p> <p>成績の評価は、秀、優、良、可、不可の 5 種とし、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする。</p>	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

<学習成果の厳格な評価>

(1) 成績評価の方法及び基準

教員は、シラバス（授業計画書）によって、予め成績評価の方法（基準）を事前に明示し、それらをもとに成績評価を行う。各授業の評価の基準があらかじめ明示されていることで、学生は何に対して、どのように評価されるのかがわかった状態で授業を受けることができる。本学では次の通り、授業科目の評価を行う。

①授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可、不可の5種とし、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

②秀、優、良、可、不可の成績評価は、次の基準により行う。

秀 (S) 100点満点法による100点から90点まで

優 (A) 100点満点法による89点から80点まで

良 (B) 100点満点法による79点から70点まで

可 (C) 100点満点法による69点から60点まで

不可 (D) 100点満点法による59点以下

③授業科目によっては、論文・報告書の提出、平素の修学状況を試験に代える場合や、試験の結果に加味する場合がある。

(2) GPA

学業成績をはかる基準として、100点満点の素点評価に対して5段階のグレードポイント（科目GP）を設定し、それぞれの科目単位数を加味した全ての履修登録科目に対する加重平均であるGPA（Grade Point Average）制度を採用している。

GPA制度は、同じ点数でも単位数が多い科目はそれだけ学修量（学修時間）が多くそれを加味した総合評価とすることができる。また、学問分野などが異なる学部や学科の成績に関して同じ指標で評価することができるということで普及している。そのため、海外も含め他大学でも取り入れていることも多く、国際的な基準となっている。

GPA制度は、さまざまな大学で採用されているが、その適用は大学によって異なる場合がある。本学では、以下のとおり、GPAを奨学金受給者などの基準として利用するとともに、GPAが一定以下の場合には次学期の科目登録の制限を行ったり（CAP制度）、成績がふるわなかった場合の指導の指標にも利用する。

参考) GPA活用の例

①学生本人が成績、履修状況を把握し、学修を向上させる資料

②学生指導を行う上での教育、成績、履修指導上の指標

③成績優秀者表彰のための一基準

④奨学金貸与者選考のための一基準

また、GPAによる科目ごとの成績分布状況を把握し、適正な成績評価が行われていることを検証するとともに、学生の全体としての成績分布を把握するための資料としても活用する。

<学修成果のフィードバック>

本学では、GPA制度を導入し、厳正な成績評価を行っている。このGPA制度を活用することにより、学生本人が成績・履修状況を把握し、学修の向上につなげられるほか、学科アドバイザー教員が学生指導を行う上での教育、成績、履修指導上の指標としても活用している。また、年2回（前期・後期）、成績結果表を保護者宛に送付し、現在の成績状況を理解してもらうことで、学生自身だけでなく、学生・保護者・教職員の3者による支援体制を構築している。

<p>個々の授業科目においても、シラバスに「課題に対するフィードバック」の項目を設け、授業や定期試験において課された試験やレポート、作品等に対するフィードバックの方法を記している。</p>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/information/ ⇒「成績・GPAについて」にて公表</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) <卒業の認定に関する方針及びその学修成果の評価> 本学では、卒業の認定に関する方針は、ディプロマ・ポリシーとして公表しており、その評価については、以下の方法と基準により行う。</p> <p>①臨床実習 体系的に編成されたカリキュラムを履修することにより身につけた学修成果は、臨床実習（理学療法学科においては「臨床実習Ⅰ・Ⅱ」14単位、作業療法学科においては「総合実習Ⅰ・Ⅱ」16単位、視能訓練学科においては「臨地実習Ⅰ・Ⅱ」16単位）の場において発揮されるとともに試される。臨地実習を通じて合格点に達する者は、職業人としての基本的態度、医療専門職として必要な専門的能力、他職種を理解する力を身につけたものと評価する。</p> <p>②卒業研究 卒業研究（全学科で必修）は、総合教育科目及び専門教育科目の履修の集大成と位置付けられる。すなわち、総合教育科目及び専門教育科目を通じて学んだ知識や疑問から、学生自らが研究課題の探求、研究テーマの設定、関連文献検索等を行い、研究計画書の作成を行うものである。卒業研究を遂行するなかで総合教育科目及び専門教育科目を通じて身につけた学修成果を評価する。</p> <p>【大学ディプロマ・ポリシー】 本学は、保健、医療、福祉の分野において、高い知識と優れた技能、そして科学的・創造的探究心と豊かな人間性を備えた、時代のニーズや地域医療に貢献できる有為な専門職を養成することで、基本理念にある「共に生きる社会」の実現を目指すものである。そのため、総合教育と専門教育に重点を置いた体系的なカリキュラムを構築し、学生へ前もって成績評価基準を明示し、「GPA (Grade Point Average)」を用いた厳格な成績評価を行う。卒業要件を満たす所定の単位を修得した者に対して、卒業を認定し、学位を授与する。本学で卒業までに身につけるべき内容は、以下のとおりである。</p> <p>①「生命の尊厳・生命の平等」という基本的倫理を尊び、一人の人間として豊かな心を身につけ、時代のニーズや地域で起こっている事象への関心を深め、社会へ貢献するために専門職として必要な高い専門的能力や技術力、実践力を身につける。</p> <p>②他職種を理解し、職種を超えて問題を探求する姿勢を身につけ、基礎的および専門的な学力を養い、保健、医療、福祉の分野において指導者・研究者となり得る基本的能力を身につける。</p> <p>③国際社会で活躍するにあたって必要な能力を育むため、知識と技能、語学力を身につける。</p> <p>【理学療法学科ディプロマ・ポリシー】 ①「生命の尊厳・生命の平等」という基本的倫理を理解し、豊かな教養と高い専門能力を用いて、時代のニーズや地域で起こっている課題を理解することができる。</p> <p>②理学療法士として医療分野における他職種の役割を理解し、対象者や利用者へ共感しながらチーム医療・チームケアが実践でき、健康と体力の維持・向上に貢献でき</p>	

る。

- ③基礎的および専門的な知識や技術に基づいた理学療法を実践できるとともに、理学療法の指導者・研究者となり得る基礎的能力を身につける。
- ④国際化に対応した幅広い知識・技術を学修し、国際的視点を持つことができる。

【作業療法学科ディプロマ・ポリシー】

- ①「生命の尊厳・生命の平等」という基本的倫理を理解し、豊かな教養と高い専門能力を用いて、時代のニーズや地域で起こっている課題を理解することができる。
- ②作業療法士としての専門的知識、技術を有し、他職種と協働してチーム医療・チームケアを実践することができ、社会的責任をもって人の心と生活を支援できる。
- ③向上心、探究心をもって、科学的・創造的思考を身につけ作業療法を実践でき、作業療法の指導者・研究者となり得る基礎的能力を身につける。
- ④国際化に対応した幅広い知識・技術を学修し、国際的視点を持つことができる。

【視能訓練学科ディプロマ・ポリシー】

- ①「生命の尊厳・生命の平等」という基本的倫理を理解し、豊かな教養と高い専門能力を用いて、時代のニーズや地域で起こっている課題を理解することができる。
- ②視能訓練士として必要な知識と技術を有し、さらに他職種と連携してチーム医療を推進することができ、目の健康と生活の質の向上に貢献できる。
- ③視覚分野における学術的課題を多角的視点から思考し、収集した情報を科学的根拠に基づいて論理的に分析し解決することができ、視能訓練の指導者・研究者となり得る基礎的能力を身につける。
- ④国際化に対応した幅広い知識・技術を学修し、国際的視点を持つことができる。

【看護学科ディプロマ・ポリシー】

- ①人間への深い関心と尊厳をもって看護の対象を理解し、看護実践の場における倫理的な対処ができる。
- ②多様な学問領域に関心を持ち、人間や健康を学際的にとらえることができる。
- ③自ら学問を探究する姿勢や学習課題を明らかにし、課題達成に取り組むことができる。
- ④看護におけるさまざまな事象に対して、論理的かつ批判的に考え行動できる。
- ⑤他者の感情や体験に共感できるような感性を磨き、人間関係を円滑に築くことができる。
- ⑥個人、家族、組織、地域社会における健康課題を査定し、チームの一員として基本的な看護実践ができる知識・技術・態度を持つことができる。
- ⑦国内外における看護の機能と役割を追及する姿勢を持つことができる。

【卒業の認定】

本学に4年以上在学し、学科ごとに指定された必修科目すべてと選択科目を合わせて、卒業に必要な単位を修得することを卒業の要件としている。学則第48条では、卒業に必要な単位数を修得した者について、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定すると規定している。

※学則第49条（卒業）

- ①医療学部、看護学部においては、本学に4年以上在学し、別表1に定める卒業に必要な単位を修得した者について、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。
- ②学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

<https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/policy/>

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	福岡国際医療福祉大学
設置者名	学校法人高木学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/information/
収支計算書又は損益計算書	https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/information/
財産目録	https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/information/
事業報告書	https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/information/
監事による監査報告(書)	https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/information/

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	
中長期計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/information/

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法:

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 医療学部・看護学部
<p>教育研究上の目的 (公表方法：https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/philosophy/)</p> <p>(概要)</p> <p>(1) 大学の基本理念 本学は、「生命の尊厳、生命の平等」を建学の精神とし、病める人も、障害を持つ人も、健常な人も、互いを認め合って暮らせる「共に生きる社会」の実現を目指す。</p> <p>(2) 教育目標</p> <p>①「チーム医療・チームケア」に貢献できる専門性の高い人材を養成する。 ②保健、医療、福祉分野の高度化・専門化に対応できるとともに、それぞれの分野で指導者となり得る人材を養成する。 ③国内はもとより国際社会でも活躍できる、総合的な臨床能力をもった人材を養成する。 ④知識や技術に偏向しない、バランスのとれた豊かな人間性とコミュニケーション能力を持った人材を養成する。 ⑤時代のニーズに適合し、地域医療にも貢献できる、実践力のある人材を養成する。</p>
<p>卒業の認定に関する方針 (公表方法：https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/policy/)</p> <p>(概要)</p> <p>本学は、保健・医療・福祉の分野において、高い知識と優れた技能、そして科学的・創造的探究心と豊かな人間性を備えた、時代のニーズや地域医療に貢献できる有為な専門職を養成することで、基本理念にある「共に生きる社会」の実現を目指す。そのため、総合教育と専門教育に重点を置いた体系的なカリキュラムを構築し、学生に前もって成績評価基準を明示し、「GPA(Grade Point Average)」を用いた厳格な成績評価を行う。卒業要件を満たす所定の単位を修得したものに対して、卒業を認定し、学位を授与する。以下に本学のディプロマ・ポリシーを示す。</p> <p>1. 「生命の尊厳・生命の平等」という基本的倫理を尊び、一人の人間として豊かな心を身につけ、時代のニーズや地域で起こっている事象への関心を深め、社会へ貢献するために専門職として必要な高い専門的能力や技術力、実践力を身につける。 2. 他職種を理解し、職種を超えて問題を探求する姿勢を身につけ、基礎的及び専門的な学力を養い、保健、医療、福祉の分野において指導者・研究者となり得る基本的能力を身につける。 3. 国際社会で活躍するにあたって必要な能力を育むため、知識と技能、語学力を身につける。</p> <p>【卒業の認定】 本学に 4 年以上在学し、学科ごとに指定された必修科目すべてと選択科目を合わせて、卒業に必要な単位を修得することを卒業の要件としている。学則第 49 条では、卒業に必要な単位数を修得した者について、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定すると規定している。</p> <p>※学則第 49 条 (卒業)</p> <p>①医療学部、看護学部においては、本学に 4 年以上在学し、別表 1 に定める卒業に必要な単位を修得した者について、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。 ②学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。</p>
<p>教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法：https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/policy/)</p>

<p>(概要)</p> <p>基本理念・教育目標を実現するため、調和のとれた人格形成に必要な教養科目を基礎におき、また専門分野に関する科目については体系的に構成するカリキュラムとなっている。以下に本学のカリキュラム・ポリシーを示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総合教育科目: 幅広い教養や視野、国際的なセンスを備えた、豊かな人間性を養う。 2. 専門基礎科目: 人体の構造や、疾病に関わる基礎的な知識を学修し、「チーム医療・チームケア」に欠かせないコミュニケーション能力、関連職種に関する知識と連携能力および課題解決能力を身につけた専門職を養成する。 3. 専門科目: 保健・医療・福祉のプロフェッショナルになるための専門知識および技術を身につけ、専門職として社会に貢献できる人材を養成する。
<p>入学者の受入れに関する方針</p> <p>(公表方法: https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/policy/)</p>
<p>(概要)</p> <p>本学は、日々進化する保健・医療・福祉の分野において、それぞれの需要に対応できる医療専門職を養成し、病める人も、障害を持つ人も、健常な人も、互いを認め合って暮らせる「共に生きる社会」の実現を目指し、それを基本理念としている。そのため本学では、豊富なグループ関連施設などと連携し、入学初期より実習を行うことで、「チーム医療・チームケア」の考え方やスキルを身につけ、また、海外研修を必修とすることで、国際的な視野や多言語によるコミュニケーション能力を育むカリキュラムを導入している。それにより、国際的に活躍できる医療専門職を養成し、また、それぞれの分野において指導者となり得る人材を養成することで、「共に生きる社会」の実現に尽くすものである。以下に、本学のアドミッション・ポリシーを示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保健・医療・福祉の分野で活躍したいという目的意識が明確であり、何事にも自主的に取り組むことができる者 2. 基本的倫理観を持つ者 3. 各専門知識を学び応用するために必要な基礎学力を有している者 4. 海外の保健・医療・福祉に興味を持つ者

②教育研究上の基本組織に関すること

<p>公表方法: https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/departments/</p>
--

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
—	2人	—					2人
医療学部	—	20人	4人	10人	7人	2人	43人
看護学部	—	13人	10人	7人	4人	2人	36人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
0人		105人					105人
各教員の有する学位及び業績 (教員データベース等)		公表方法： https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/departments/					
c. FD（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
医療学部	120人	131人	109.2%	480人	517人	107.7%	0人	0人
看護学部	100人	111人	111.0%	400人	441人	110.3%	0人	0人
合計	220人	242人	110.0%	880人	958人	108.9%	0人	0人
(備考)								

b. 卒業者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
医療学部	0人 (0%)	0人 (%)	0人 (%)	0人 (%)
看護学部	96人 (100%)	4人 (4%)	88人 (92%)	4人 (4%)
合計	96人 (100%)	4人 (4%)	88人 (92%)	4人 (4%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
(備考) 医療学部は2022年度に完成年度を迎えたため卒業者数が0人である。				

c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<p>(概要)</p> <p>本学では、シラバスの様式及び記載内容（カリキュラム内容・授業方法・到達目標等）については教務委員会の審議を経て教授会が承認する。事務局より配信するシラバス記入のガイドライン及びシラバス様式を基に、各教員が授業計画及び内容を作成し、12月～2月にかけて各教員が学務システムへシラバスの内容の入力を行う。教務委員会委員等の点検を経て、3月頃にホームページにて公開している。学生及び教職員は学務システムから授業計画書（シラバス）の閲覧が可能である。</p>
--

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

<p>(概要)</p> <p>(1) 成績評価の方法及び基準</p> <p>教員は、シラバス（授業計画書）によって、予め成績評価の方法（基準）を事前に明示し、それらをもとに成績評価を行う。各授業の評価の基準があらかじめ明示されていることで、学生は何に対して、どのように評価されるのかがわかった状態で授業を受けることになる。</p> <p>(2) GPA</p> <p>学業成績をはかる基準として、100点満点の素点評価に対して5段階のグレードポイント（科目GP）を設定し、それぞれの科目単位数を加味した全ての履修登録科目に対する加重平均であるGPA（Grade Point Average）制度を採用している。GPA制度は、同じ点数でも単位数が多い科目はそれだけ学修量（学修時間）が多く、それを加味した総合評価とすることができる。また、学問分野などが異なる学部や学科の成績に関して同じ指標で評価することができるということで普及している。そのため、海外も含め他大学でも取り入れていることも多く、国際的な基準となっている。GPA制度は、さまざまな大学で採用されているが、その適用は大学によって異なる場合がある。本学では、以下のとおり、GPAを成績優秀賞受賞や留学、奨学金受給者などの基準として利用しているとともに、GPAが一定以下の場合には次学期の科目登録の制限を行ったり（CAP制度）、成績がふるわなかった場合の指導の指標にも利用する。</p> <p>GPA制度活用の例</p> <p>①学生本人が成績、履修状況を把握し、学修を向上させる資料</p> <p>②学生指導を行う上での教育、成績、履修指導上の指標</p> <p>③成績優秀者表彰のための一基準</p>
--

④奨学金貸与者選考のための一基準

また、GPAによる科目ごとの成績分布状況を把握し、適正な成績評価が行われていることを検証するとともに、学生の全体としての成績分布を把握するための資料としても活用する。

(3) 卒業の認定に関する方針及びその学修成果の評価

本学では、卒業の認定に関する方針は、ディプロマ・ポリシーとして公表している。また、その評価については、以下の方法と基準により行う。

①臨床実習

体系的に編成されたカリキュラムを履修することにより身についた学修成果は、臨床実習（理学療法学科においては「臨床実習Ⅰ・Ⅱ」14単位、作業療法学科においては「総合実習Ⅰ・Ⅱ」16単位、視能訓練学科においては「臨地実習Ⅰ・Ⅱ」16単位）の場において発揮されるとともに試される。臨床実習を通じて合格点に達する者は、職業人としての基本的態度、医療専門職として必要な専門的能力、他職種を理解する力を身につけたものと評価することができる。

②卒業研究

卒業研究（全学科で必修）は、総合教育科目及び専門教育科目の履修の集大成と位置付けられる。すなわち、総合教育科目及び専門教育科目を通じて学んだ知識や疑問から、学生自らが研究課題の探求、研究テーマの設定、関連文献検索等を行い、研究計画書の作成を行うものである。卒業研究を遂行するなかで総合教育科目及び専門教育科目を通じて身につけた学修成果を評価することができる。

【GPA 制度について】

履修登録した科目毎の5段階評価（秀、優、良、可、不可）を4.00から0までの点数に置き換え、単位数を掛け、その総和を履修登録した単位数の合計で割った、1単位あたりの平均値として、GPAを算出している。また、次の通りGPAの活用を行っている。

(1) 学生本人が成績、履修状況を把握し、学修を向上させる資料として

- ・成績開示期間に限り通算および年度学期別のGPA値をCampus Planで確認可能

(2) 学生指導を行ううえでの教育、成績、履修指導上の指標として

・2学期連続してGPAが1.5未満でかつ累積GPAが1.5未満の学生に対し、退学勧告を行うことがある。ただし、退学勧告は学生が学修意欲を持ち主体的に学修するよう、繰り返し注意や指導を行ったにもかかわらず成績向上や学業への取り組み姿勢の改善が見られない場合に行うものであり、退学を強要・強制するものではない。

(3) 授業料免除のための一基準として

- ・特待奨学生の奨学金給付停止または給付停止解除の判断基準として活用する。

(4) 奨学金貸与者選考のための一基準として

・各種奨学金のうち、学校推薦が必要な奨学金の学内推薦を決定する判断基準の一つとして活用する。

(5) 履修者を選抜する必要がある科目の一基準として

・履修者を制限している科目について、履修者を選抜するための一基準として活用する場合がある。

【履修単位の登録上限】

本学は、「過剰履修を防止し、教育の質を担保して単位の実質化を図る」「計画的で適正な学修時間を確保し、学生の学修力を向上させる」ことを目的として、年間登録単位数の上限を定める「キャップ制」を導入している。原則として年間登録単位数は49単位以下と定めているが、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生（直前の学期のGPA値が3.00以上の場合）については、学務課に所定の申請用紙を提出し、大学が認めた場合、履修単位数の上限を54単位とすることができると定めている。

学部名	学科名	卒業に必要となる 単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
医療学部	理学療法学科	126 単位	有・無	単位
	作業療法学科	124 単位	有・無	単位
	視能訓練学科	124 単位	有・無	単位
看護学部	看護学科	124 単位	有・無	単位
G P Aの活用状況 (任意記載事項)		公表方法 :		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法 :		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法 : https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/floor_map/

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考 (任意記載事項)
医療学部	理学療法学科 (1年次)	900,000円	300,000円	350,000円	実験実習費 施設設備費
	理学療法学科 (2～4年次)	900,000円	0円	550,000円	
	作業療法学科 (1年次)	900,000円	300,000円	350,000円	
	作業療法学科 (2～4年次)	900,000円	0円	550,000円	
	視能訓練学科 (1年次)	900,000円	300,000円	350,000円	
	視能訓練学科 (2～4年次)	900,000円	0円	550,000円	
看護学部	看護学科 (1年次)	900,000円	300,000円	410,000円	
	看護学科 (2～4年次)	900,000円	0円	610,000円	

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
<p>(概要)</p> <p>(1) 修学支援 本学では、担任制（学科別の40名の学生のクラス担任）及びアドバイザー制（各学科の1年次から4年次の学生を少人数でグループ化し担当教員を配置するもの）を併用し、適宜学生面談と履修指導を行い、学生の学習意欲を確認したり履修指導を行ったりする。学生面談記録は、学務情報システム（キャンパスプラン）の学生カルテに記録され、学生指導担当の教職員はウェブ上から閲覧してその後の履修指導に活用することができる。</p> <p>(2) 奨学金 本学では学生生活を経済的な面から支援する目的で各種奨学金の充実に力を入れている。学生窓口では各奨学団体の申込書、案内書を用意しているほか、学生が独自に情報を得た奨学金制度についても推薦状の作成・発行等、奨学金が受けられるようにバックアップする。また現在、本学学生支援のための奨学金も規程を整備している。</p>
b. 進路選択に係る支援に関する取組
<p>(概要)</p> <p>(1) キャリア支援就職情報 本学では、1年次開講の「大学入門講座」に始まり、多くの実習科目の中で大学での学びや人生・職業を考えるためのキャリア支援を行っている。また、就職情報閲覧室において、求人情報を検索するための端末を設置するとともに病院・施設からの求人案内や資料を閲覧できるようにする。また、就職に関する相談を受け付ける等の就職支援を行う。</p>
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組
<p>(概要)</p> <p>(1) 学生相談室 本学では、学生相談室（こころの相談室）を開設し、定期的に専門のカウンセラー（臨床心理士）による学生相談を行っている。相談内容は「学業のこと」「実技実習のこと」「人間関係のこと」「心と身体の健康に関すること」「将来のこと」等多岐にわたり、必要に応じてカウンセラーより外部の専門機関に紹介する取り組みを実施している。カウンセリングの予約は学務課で受け付ける。</p> <p>(2) UPI テスト・学生面談 新入生オリエンテーション時にUPIテストを実施し、学生の心身の状況を確認すると共に学年担当教員との個別の面談を実施している。</p> <p>(3) 教育後援会 「福岡国際医療福祉大学医療学部教育後援会」は、学生の保護者ら相互の親睦と学生</p>

生活のバックアップを目的としている。学生を対象として実施している主な事業は次のとおりである。

①関連医療機関等における診療費の補助

会員の被扶養者である学生が、本グループの関連施設を利用する際、保険診療費の一部を教育後援会より補助する。

※補助の対象とならないもの(例)

保険診療外のもの、自費診療、コンタクトレンズ、診断書等の文書料、健康診断、インフルエンザ等の予防接種等

②学内行事・サークル活動等への助成

大学祭・体育祭等の学内行事への資金援助や部活動への補助金の交付。

③学生に関する教育研究のための災害傷害の保険（参照）への加入

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：<https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/policy/>
<https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/departments/>

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	福岡国際医療福祉大学
設置者名	学校法人高木学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		98人	100人	92人
内 訳	第Ⅰ区分	51人	46人	
	第Ⅱ区分	32人	39人	
	第Ⅲ区分	15人	15人	
家計急変による支援対象者（年間）				－
合計（年間）				94人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	3人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間が標準時間数の5割以下)	0人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	0人	0人	0人
計	3人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。） 、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あっては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。